

高崎市・安中市消防組合消防局告示第1号

避雷設備の位置及び構造として日本工業規格に適合するものの指定についての一部を
改正する告示を次のように定める。

令和元年5月28日

高崎市等広域消防局長 井草 明仁

避雷設備の位置及び構造として日本工業規格に適合するものの指定についての一
部を改正する告示

避雷設備の位置及び構造として日本工業規格に適合するものの指定について（平成11
年高崎市等広域市町村圏振興整備組合消防局告示第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

本則中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、「記」を削り、

「J I S A 4 2 0 1 - 1 9 9 2（建築物等の避雷設備（避雷針）」を

「1 J I S A 4 2 0 1（建築物等の雷保護）- 2 0 0 3

に改める。

2 J I S A 4 2 0 1（建築物等の避雷設備（避雷針）- 1 9 9 2」

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。